

7 笠監第 7 号
令和7年8月29日

笠置町長 山本 篤志 様

笠置町監査委員 東 達廣

笠置町監査委員 向出 健

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和6年
度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり
意見書を提出する。

令和6年度 健全化判断比率審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

各年度の健全化判断比率について

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	15.0
連結実質赤字比率	－	－	20.0
実質公債費比率	6.3	6.6	25.0
将来負担比率	－	－	350.0

※0%以下の場合は「－」として表示

(2) 個別意見

実質公債費比率について

実質公債費比率とは、当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を指すもので、本年度の実質公債費比率は前年度と比較して 0.3 ポイント増加している。

その要因としては、令和 6 年度からの公営企業会計の適用により、水道事業会計で減価償却費が発生し、損益計算の元となる収益的収支が悪化したため、企業運営上、可能な限り収益的収支を赤字運営とらないよう運営する方針のもと、収益的収入へ一般会計から補助金（他会計補助金）を多く交付した。一方で、減価償却費見合いの一般会計補助金は、事実上補てん財源となることから、4 条資本的収入額が資本的支出額（起債元金償還金）に対し不足する額を補填可能なため、4 条への繰入金額は法適用前の繰出基準による繰出額より大きく減少した。

上記理由に伴い、令和 6 年度における単年度での実質公債費比率は 6.7 となり、令和 5 年度の 6.9 より改善が図れている。なお、3 カ年平均では令和 6 年度は 6.6 となり、令和 5 年度の 6.3 より上昇しているが、これは令和 3 年度における単年度での実質公債費率が 5.3 と低率であったことに起因するものである。

今後に向けて企業版ふるさと納税等、町として新たな歳入の見直しを検討されたい。全ての比率に影響を及ぼす標準財政規模は、国の動向や当町の財政状況により変動し、数年後の状況を確認に見込めないところもあるが、実質公債費率については現在の借入状況から今後も増加傾向で推移するものと推測されるため、財政状況を鑑みた上で、計画的な地方債の発行等、引き続き財政の健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

令和6年度 資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

各年度の資金不足比率について

(単位：%)

比率名	令和5年度	令和6年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※0%以下の場合は「—」として表示

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。